

鳥取県告示第 866 号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 51 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、県以外の者が行う保護管理事業について、その事業計画が鳥取県アカヒレタビラ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保護管理事業を行う者の住所及び氏名
境港市元町 124-1
特定非営利活動法人未来守りネットワーク 理事長 奥森 隆夫
- 2 保護管理事業の内容
 - (1) 生息水域における生息状況及び生息環境等の調査の実施
 - (2) 生息地及びその周辺地域における地域住民等への普及啓発の実施
- 3 認定年月日 平成 18 年 11 月 30 日